

鳥取県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村が行う鳥取県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（以下「本事業」という。）により、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行うことで将来の災害を防止し、県民生活の安定を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町村が鳥取県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業実施要領（令和3年3月16日第202000316083号鳥取県国土整備部長通知。）に基づいて行う本事業（以下「補助事業」という。）について、当該市町村に対し毎年度の予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助対象基本額)

第4条 本補助金の交付の対象となる額（以下「補助対象基本額」という）は、補助事業に必要な本工事費（県内事業者が施工を行うものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、測量及び試験費（県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、用地及び補償費の合計額（以下「補助対象経費」という。）から受益者負担金相当額を控除した額とする。なお、受益者負担金相当額は別紙によるものとする。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助金交付額)

第5条 本補助金の交付額は、前条に定める補助対象基本額の4分の3に相当する額以下とする。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、知事の権限を委任された総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は県土整備事務所長（以下「所長等」という。）が別に指示する期日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に20日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないものとする。

- (1) 工事施行箇所の変更で、工事の重要な部分に関するもの
- (2) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となつた設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
- (3) 工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が900万円以下であるときは、

900万円)を超える変更又は3,000万円を超えるもの

- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項第1号中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その変更等について、国土交通大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(状況報告)

第9条 規則第13条第2項の報告は、様式第4号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日、又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、工事完成図面、工事完了写真を添付しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

- 2 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第7条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その処分について国土交通大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部及び副本1部とし、所轄の所長等を経由して提出しなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、治山砂防課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。

別紙

受益者負担金相当額は以下による。

受益者負担金相当額	要件
補助対象経費 の2／10の額	下記以外の場合
補助対象経費 の1／10の額	①又は②の関連事業の場合（ただし、①かつ②の関連事業を除く） ①大規模斜面関連事業※1 ②公共施設関連事業※2又は避難路等関連事業※3 又は災害時要援護者施設関連事業※4
補助対象経費 の0.5／10の額	①かつ②の関連事業の場合 ①大規模斜面関連事業※1 ②公共施設関連事業※2又は避難路等関連事業※3 又は災害時要援護者施設関連事業※4

※1：被害想定区域内に高さがおおむね30m以上の斜面がある場合

※2：被害想定区域内に河川及び砂防設備、国道、県道、市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの並びに鉄道等がある場合

※3：被害想定区域内に市町村地域防災計画に位置付けられる避難路又は避難場所がある場合

※4：被害想定区域内に児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、医療提供施設、生活保護法に基づく救護施設、厚生施設及び医療保護施設並びに学校教育法に基づく特別支援学校及び幼稚園等がある場合